主 文 本件各請求を棄却する。 理 由

本件各請求の要旨は、請求人らに対する東京高等裁判所昭和四二年(う)第二六一六号、地方公務員法違反各被告事件について、検察官の控訴の取下があつたので、請求人九名が請求人らの弁護人七名に対し支払つた弁護料および報酬合計一〇一万一、一〇一円の補償を求める、というにある。

(裁判長判事 石井文治 判事 山崎茂 判事 中村憲一郎)